

# 福祉手当・福祉医療費等のご案内

## ■在宅重度心身障害者手当

**対象** 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④、A、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、在宅で生活されている市民税非課税の方  
**次の方は受けられません**

・他の手当を受けている方  
・社会福祉施設に入所している方  
・65歳以上で新たに手帳を取得した方（ただし、今まで手当を受給している方を除く）

**手当額** 月5,000円

## ■特別障害者手当

**対象** 次のいずれかに該当する20歳以上の在宅で生活している方  
・国民年金法1級程度の障がいがある2つ以上ある方  
・国民年金法1級程度の障がいがある2つあり、さらに国民年金法2級程度の障がいがある2つ以上ある方

・肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護が必要な方

・内部障がいおよびその他疾患で国民年金法1級程度の障がいがあり、絶対安静の方  
・精神障がい（知的障がいを含む）で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護が必要な方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止となります。  
※障害基礎年金を受給している方も申請できます。

**次の方は受けられません**  
・社会福祉施設に入所している方  
・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方

**手当額** 月額26,440円

## ■重度心身障害者医療費

**対象** 次のいずれかに該当する方  
・身体障害者手1級〜3級の方  
・療育手帳④、A、Bの方  
・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

！  
以上の手当、医療費をすでに受給中の方は、新たに申請する必要はありません。

## ◆自動車等の燃料費の一部補助

**対象** 市内在住で個人所有の自動車（原動機付自転車含）を運転する次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1〜3級の方
- ②療育手帳④、A、Bの方
- ③療育手帳④、A、Bを持つ知的障がい者と同居し、移動支援を行っている方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方

※秩父市福祉タクシー利用券および難病患者通院交通費補助金を交付されている方は除きます。

**補助額** 使用燃料1ℓにつき50円（1か月の補助対象量は、自動車30ℓ、バイク10ℓが限度となります）

**申請に必要な書類**  
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳  
・運転免許証

・自動車検査証か標識交付証明書

## ◆福祉タクシー利用券

**対象** 自動車等燃料費補助を受けていない、身体障害者手帳1〜3級の方、療育手帳④、A、Bの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方  
**交付枚数** 1年度24枚  
**利用方法** 1回の利用につき1枚を使用し、初乗り基本料金を補助

※4月1日以降、平成21年度分の利用券は使用できませんので、残券はお返してください。  
**申** 4月1日(木)から手帳と印鑑を持って申請してください。

**問** 社会福祉課 ☎25-5204  
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課  
吉田 ☎72-6082  
大滝 ☎55-0865  
荒川 ☎54-2395

## ◆無料敬老入浴券を交付

**対象** 市内在住満65歳以上の方  
**利用施設** クラブ湯・たから湯  
**申込開始** 4月1日(木)から

※平成22年度中に65歳になる方は、その時点で申請してください。

**申** ・問 高齢者介護課 ☎25-5205  
※吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課でも申請することができます。

## 高齢者や障がい者を災害から守る取り組みを始めます

高齢者や身体の不自由な方は、災害が発生したときに自力で避難することが困難です。



そこで、皆さんを災害から守るため、これらの方に「災害時要援護者」として登録申請をしていただき、隣近所など地域の皆さんで協力し合い、力をお借りして支援する仕組み（災害時要援護者支援制度）を始めます。

この制度では、災害時要援護者の情報を地域・関係機関で共有するため、申請者の同意が必要です。

3月以降、市から依頼を受けた地域の民生委員が申請書を持って災害時要援護者の対象と考えられる方のお宅を訪問します。登録を希望される方は、必要事項を記入のうえ、民生委員に申請書を提出してください。※民生委員は、法律で秘密を守ることが義務付けられています。

**問** 社会福祉課（庶務担当）  
☎22-2211  
（内線1164）

